

令和4年6月16日

保護者様

学校法人 精華学園

理事長 正川 昌彦

就学支援金(国) 受給資格認定および支給決定(支給予定)通知書について

平素は本校教育にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、入学当初に申請していただきました就学支援金(国)の受給資格について同封の通り認定されましたので、認定通知書および支給決定(支給予定)通知書(4月～6月分)をお渡しいたします。

この認定により精華高等学校在学中の就学支援金(国)の受給額は、当法人(学校)が代理受領し納めるべき授業料に充当します。

なお、認定通知書および支給決定(支給予定)通知書は、在学中大切に保管しておいてください。

※ 所得に関して、税の更正があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡ください。

連絡が遅くなった場合で、受給額に変更があった場合、受給額を返還していたかなくてはならない場合があります。

高等学校等就学支援金制度申請 留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」を記載すること。
- イ 「親権者」を誤って記載されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、不正利得として受給額が徴収される。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

令和4年6月16日

保護者様

学校法人 精華学園

理事長 正川 昌彦

就学支援金(国) 受給資格認定について

平素は本校教育にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、入学当初に申請していただきました就学支援金(国)の受給資格について同封の通り通知がありましたので、お渡しいたします。

この通知により令和4年4月から就学支援金(国)を受給することはできませんが、令和4年7月以降受給分について所得要件を満たせば、受給することができるので、その場合は、再度認定申請をしてください。

不認定理由

所得要件を満たさないため。

※ 所得に関して、税の更正があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡ください。

高等学校等就学支援金制度申請 留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」を記載すること。
- イ 「親権者」を誤って記載されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、不正利得として受給額が徴収される。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。